

第四次高知市子ども読書活動推進計画

令和7年3月

高知市・高知市教育委員会

はじめに

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）」では、子どもの読書活動について、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」としています。

子どもは読書を通じて、広い世界を知り、自身の考えを確認したり深化させたりすることができます。そして、その体験を通じて、考える習慣や豊かな感性、情緒、思いやりの心などを身につけることができます。また、デジタル化の進行や感染症の影響など、変化が激しい社会の中で、主体的に学び、必要な情報を判断し、多様な人々と協力しながら問題を見つけて解決するために必要な資質と能力を伸ばします。

このように、読書は子どもが自分の未来に夢を持ち、自己実現を追求する上で非常に重要な役割を果たします。子どもの読書活動を推進するためには、一人ひとりの特性を考慮し、発達段階に応じた各種分野の本との出会いの場や多様な読書機会の提供等、図書館をはじめとする関係機関が連携して読書環境を整備することが重要です。

すべての子どもが、いつでも、どこにいても、知りたい欲求が満たされ、将来にわたり心豊かに過ごすことができるよう、子どもの主体的な読書活動を支え、読書環境の整備を推進するため、第四次高知市子ども読書活動推進計画を策定しました。

子どもの読書活動に関わるすべての人に、趣旨をご理解いただき、本計画が実効性のあるものとなるよう、ご協力をお願い申し上げますとともに、本計画の策定に格別のご尽力をいただいた、高知市子ども読書活動推進計画検討委員会の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

高知市・高知市教育委員会

目 次

第 1 章	第四次高知市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・	1
1	計画の目的	
2	これまでの経過	
3	計画期間	
4	計画対象	
5	計画の位置づけ	
6	計画の推進体制	
第 2 章	第三次計画の取組と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 3 章	子どもの読書環境を取り巻く社会情勢の変化・・・・・・・・・・	13
1	国・高知県の動向	
2	社会情勢の変化	
第 4 章	第四次計画推進のための基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	基本方針Ⅰ 子どもの読書環境の充実	
	基本方針Ⅱ 子どもの読書に関わる人材の育成と活用	
	基本方針Ⅲ 関係機関の連携・協力体制の強化	
	基本方針Ⅳ 広報・啓発活動の推進	
第 5 章	推進のための具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
1	家庭・地域における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(1)	家庭における読書機会の提供	
(2)	地域における読書環境の充実	
2	幼稚園・保育所等における読書活動の推進・・・・・・・・・・	20
(1)	本に親しむための機会の提供・充実	
(2)	読書環境の整備	
(3)	保護者等への読書活動の働きかけ	
3	学校における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(1)	読書活動の充実	
(2)	学校図書館の充実	
(3)	学校図書館のネットワーク化	
(4)	司書教諭の配置と人的充実	

(5) 特別な配慮を必要とする子どもたちの読書活動の推進	
4 図書館における読書活動の推進	23
(1) 図書館機能の充実	
(2) 集会・展示活動の充実	
(3) 職員の資質向上及び人材の配置と育成	
(4) 障害のある子どもたちの読書活動の推進	
(5) 図書館をはじめとする関係機関との連携・協力体制の強化	
(6) 広報活動の充実	

第四次高知市こども読書活動推進計画 取組一覧	27
------------------------------	----

用語解説	30
本文中に「＊」のある用語を解説しています。	

資料編	33
1 高知市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱	34
2 高知市子ども読書活動推進計画検討委員会 委員名簿	36
3 子どもの読書活動の推進に関する法律	37
4 学校図書館法	39
5 文字・活字文化推進法	41
6 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	43

第1章 第四次高知市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画の目的

子どもは読書を通じて広い世界を知り、異なる世界の人・もの・ことに触れ、学びを深めます。また、読書は、知識の獲得とともに、多様な価値観や幅広い教養を蓄え、豊かな感性を磨き、無限の可能性や夢を広げていくことができます。

近年、スマートフォンの普及により、インターネットやSNS*等、子どもを取り巻く情報環境が大きく変化しており、読書のあり方も、従来の紙媒体に加え、電子書籍等新たな媒体の登場により多様化しています。子どもの読書に関わる者は、それぞれの特性を理解し、生かしながら、子どもの「知りたい欲求」に応える必要があります。

すべての子どもが、いつでも、どこにいても、知りたい欲求が満たされ、将来にわたり心豊かに過ごすことができるよう、子どもの主体的な読書活動を支え、読書環境の整備を推進するため、第四次高知市子ども読書活動推進計画を策定します。

2 これまでの経過

国は、子どもの読書活動を推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日法律第154号）を制定し、子どもの読書活動を推進するための基本理念や、国及び地方公共団体の責務等を明確にし、施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。この法律に基づき、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、公表しています。

本市では、この法律に基づき、平成18年4月に「高知市子ども読書活動推進計画」を策定しました。以来、平成27年3月に「第二次高知市子ども読書活動推進計画」、令和2年3月に「第三次高知市子ども読書活動推進計画（以下、「第三次計画」という。）を策定し、子どもの読書活動を推進するためのさまざまな取組を実施してきました。

今回、現行の第三次計画が令和6年度末で終了することから、これまでの成果や課題を踏まえ、子どもの読書環境の変化に留意しつつ、読書活動を推進するための方向性と具体的な取組を示した第四次高知市子ども読書活動推進計画（以下、「第四次計画」という。）を策定するものです。

3 計画期間

計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

4 計画対象

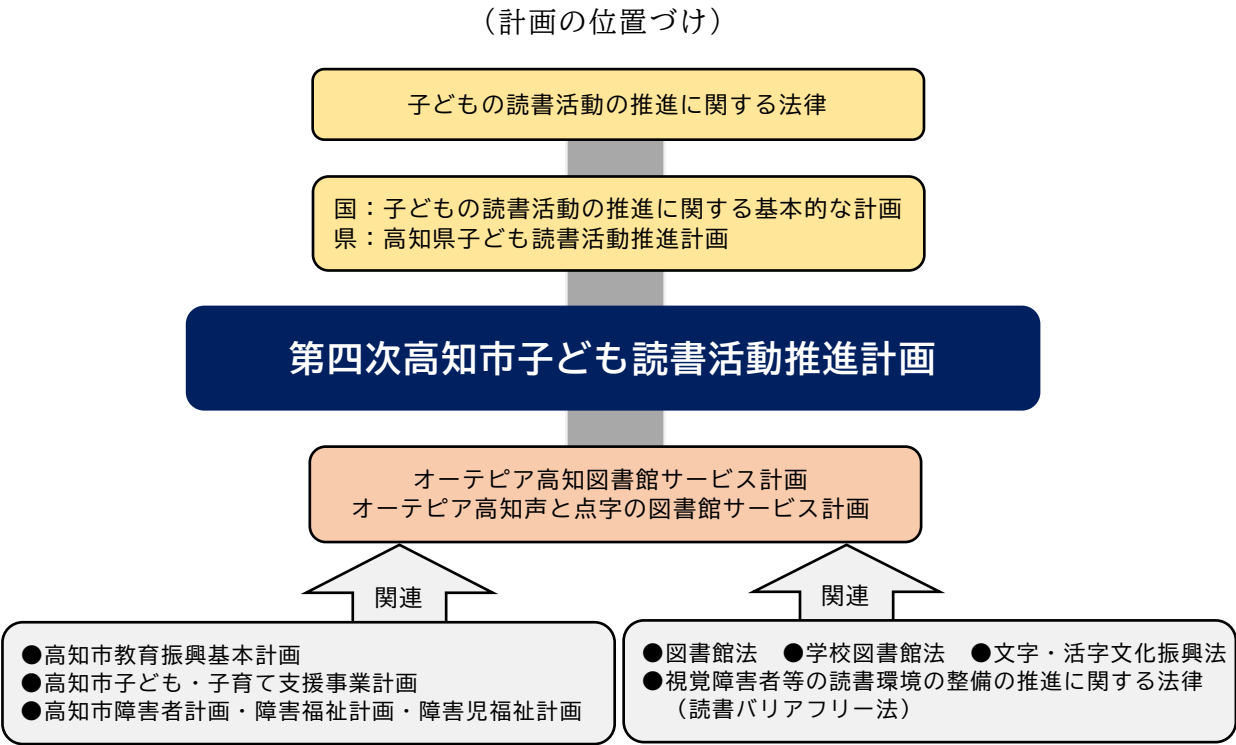
この計画にいう子どもとは、おおむね18歳以下の者をいいます。ただし、義務教育終了～18歳までの世代及び高等学校への施策については、「第四次高知県子ども読書活動推進計画」「第2期オーテピア高知図書館サービス計画*」を踏まえ、実施していきます。

5 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として策定します。あわせて、

国及び高知県の子どもの読書推進に係る計画や、図書館に係るサービス計画と連動した計画とします。

また、高知市教育振興基本計画をはじめとする各種の関連計画や、関連する法律との整合を図ります。



6 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、具体的な取組について、毎年度振り返り、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて事業内容の見直しを行うものとします。

〔庁内において計画を推進する課〕

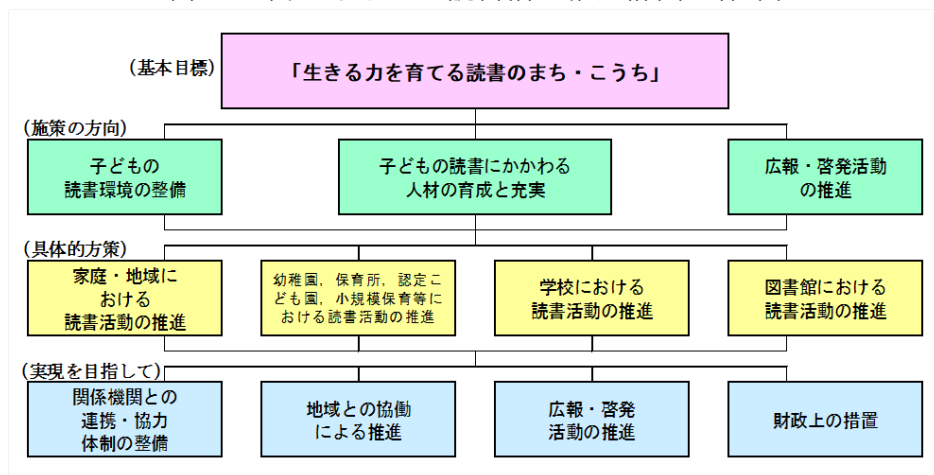
教育委員会	図書館・科学館課，学校教育課，学校環境整備課， 教育研究所
こども未来部	子ども育成課，保育幼稚園課
健康福祉部	声と点字の図書館

第2章 第三次計画の取組と課題

第三次計画は、子どもが本と出会い、読書の楽しさに触れながら、ことばの力や「教養・価値観・感性」等を身につけるとともに、自ら考え判断し、豊かに生きていくために、あらゆる機会と場所において、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりを推進することを目的に実施しました。

計画期間中は、新型コロナウイルス感染拡大や、GIGAスクール構想*の実現等、子どもを取り巻く環境の大きな変化に臨機に対応し、手法の改善や優先順位の再考をしながら計画を進めました。

(第三次高知市子ども読書活動推進計画の体系)



1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

[主な取組]

- ・親子絵本ふれあい事業「よちよちランド」「よちよちランドぷらす」*を実施し、子どもと保護者等が読書に親しむきっかけをつくり、読書習慣を身に付けられるよう図った。

[課題]

- ・「よちよちランド」「よちよちランドぷらす」*に來ない、來られない家庭への対応が必要である。
- ・障害や外国にルーツがある保護者や子ども等への多様な対応が必要である。

図表1 絵本引換え人数・引換え率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児数	1,978	1,924	2,284	1,864
絵本引換え人数	847	766	2,036	1,641
絵本引換え率(%)	42.8	39.8	89.1	88.0

(2) 地域における読書活動の推進

[主な取組]

- ・オーテピア高知図書館や市民図書館分館分室において、おはなし会やストーリーテリング*等を実施し、絵本等に触れるきっかけづくりを行った。
- ・移動図書館*で市内を巡回し、学校や保育園等への貸出しや配本を行った。
- ・読み聞かせボランティア研修会を開催した。
- ・子育て支援情報誌で事業周知を図った。

[課題]

- ・読書ボランティアとボランティアを必要とする場を結ぶ仕組みづくりが求められる。
- ・学校でボランティア活動をしている保護者等に向けた図書館サービスの周知が不十分である。

図表2 市民図書館分館分室職員による学校等での読み聞かせ(令和5年度)

場所	回数等
保育所・幼稚園	7園 延べ16回
小・中学校, 義務教育学校	8校 延べ53回
教育支援センター	1校 延べ1回
放課後児童クラブ	1校 延べ1回

図表3 移動図書館貸出実績(令和5年度)

	貸出利用者数(人)	貸出資料点数(点)
個人 (うち児童)	5,536 (290)	36,089 (2,164)
団体	8,205	56,261
合計	13,741	92,350

2 幼稚園, 保育所, 認定こども園, 小規模保育等における読書活動の推進

(1) 本に親しむための機会の提供・充実

[主な取組]

- ・年齢や季節に応じた本を選定し、日常的に読み聞かせを行った。
- ・各園で職員会等に共有できる場を設け、意見交流を行った。
- ・物語を題材に、子どもが自ら表現して楽しむ姿を、参観日等で保護者に見てもらった。

[課題]

- ・感染症対策のマスク着用は個人の自由なため、マスクのときは口の動き表情が読み取りにくい。

(2) 読書環境の整備

[主な取組]

- ・子どもの手が届く場所に絵本を置き、自由に絵本に触れられる環境を整えた。

- ・年齢や季節，子どもの興味に合わせて絵本を選定し，展示の仕方を工夫している。
- ・親子で絵本に興味を持てるよう，共有スペースに絵本コーナーを設置している。

[課題]

- ・絵本に触れられる環境があっても，親子で絵本を読む利用実態が少ない。保護者に時間がない現状がある。

(3) 保護者等への読書活動の働きかけ

[主な取組]

- ・クラス懇談会等で，月刊絵本の話や園での読み聞かせの様子を伝えた。
- ・参観日等で，実際に絵本を見る子どもたちの様子を見てもらい，絵本の大切さを発信した。
- ・コロナ禍で中止していた絵本の貸出しを再開する園が増えた。
- ・読書活動支援員等と連携した読書活動を実施した。

[課題]

- ・取り組んでいる園が固定化している。
- ・障害や母語が外国語である等で，絵本を借りても一緒に「読めない」保護者もあり，園の現状を把握し，誰もが絵本を楽しめる準備や環境を整える必要がある。

図表4 職員会等での意見交流等の実施（令和5年度）

意見交換	外部講師による研修
10園	2園

※27園中11園実施

図表5 読書支援員等と連携した読書活動（令和5年度）

保護者	地域の人	NPO等の団体	小中高生	読書活動支援員
1園	1園	1園	5園	1園

※27園中6園実施

3 学校における読書活動の推進

(1) 読書活動の充実

[主な取組]

- ・学校の教育計画に学校図書館教育を位置づけ，児童生徒が主体的に利活用できるよう計画的に利用指導や読書指導を行った。
- ・各教科等において，必要に応じて図書館資料を活用した。
- ・学校図書館利用のオリエンテーションを実施し，利用指導を行った。
- ・読み聞かせやストーリーテリング*，おすすめ本の紹介，展示コーナーの充実等，さまざまな形で読書を勧める取組を行った。
- ・「読書タイム」や「朝読書」を全校的に取り入れる等，読書が生活の一部として位置づけられる時間を設定した。
- ・入学前の年長児保護者対象リーフレットに，家庭での読み聞かせを勧める内容を掲載し，全園へ配布して啓発を図った。

- ・児童生徒の委員会活動として、児童生徒が集会や放送、ポスター等での広報活動や、図書館担当者から図書館だよりを配布する等、読書活動に関する情報発信を行った。
- ・第31回四国地区学校図書館研修大会において、研究の進捗確認や進捗を図るために協議会を行う等、研究の発信に向けた内容の充実を図った。
- ・地域学校協働活動として、保護者や地域の方の協力の下、読み聞かせ等を行った。

[課題]

- ・図書館担当教員の異動や学校図書館支援員の配置状況によっては運営等がスムーズに行われない可能性が考えられる。学校図書館支援員研修会での実践交流で前年度までの取組や他校での取組を参考できるように検討していく。
- ・研究成果の発信方法や内容、必要性等については、高知市教育研究会図書館部会等との連携等、検討していく必要がある。
- ・学校によって地域学校協働活動に差があるため、学校訪問等で他の学校の取組を伝えていく必要がある。

(2) 学校図書館の充実

[主な取組]

- ・司書教諭や図書館支援員等により、さまざまな情報・資料の収集、選択、整理が進んだ。
- ・学校図書館に関する運営計画や年間活動計画を策定し、学校図書館の利活用及び読書活動の充実に取り組んだ。
- ・選書にあたり、児童生徒へのアンケートや選書会を実施した学校がある。
- ・全小・中学校に図書館支援員等を配置することで、学校図書館の環境整備が進んだ。
- ・図書委員会等の委員会活動で児童生徒が作成した資料の収集をした。

[課題]

- ・収集する実践資料の内容については、本計画や学校の実態に応じて精選する等の検討が必要である。
- ・児童生徒が学習活動で作成した資料の保存方法について、他校の取組に生かせるよう、クラウド等を用いて整理し、活用しやすいように整備していく必要がある。

(3) 学校図書館のネットワーク化

[主な取組]

- ・G I G Aスクール構想*の実現により学校図書館にもインターネット環境を整備した。
- ・1人1台整備したG I G Aスクール端末でオーテピア高知図書館の高知県電子図書館が利用できるよう読書環境を整えた。
- ・学校図書館情報システムの導入は進まなかったが、未設置校にインターネット検索用コンピュータを整備し、学校図書館でインターネットの閲覧や公立図書館の蔵書検索等ができるようにした。

[課題]

- ・学校間や市民図書館との資料の相互貸借が円滑にできるような物流システムの構築が課題である。

(4) 司書教諭の配置と人的充実

[主な取組]

- ・司書教諭配置及び司書教諭養成のための講習充実の要望については、高知県へ要望した。
- ・会計年度任用職員として高知市立学校全校に図書館支援員を継続的に配置している。
- ・学校図書館支援員研修を実施し、学校図書館活動活性化のための資質向上を図った。
- ・司書教諭等の資質向上のための研修実施と情報の共有化を図った。
- ・各学校に対し、年間2回調査を行い、学校図書館の充実や学校司書の活動状況等について把握し、今後の配置について検討を継続している。

[課題]

- ・学校図書館支援員研修会の内容について、図書館・科学館課の協力の下、学校のニーズや読書活動推進等における課題に応じて今後も検討していく必要がある。

図表6 司書教諭等の資質向上のための研修等

実施年度	研修内容	情報発信
令和2年度 令和3年度 令和6年度	言語能力・情報活用能力育成プラン指定校1校が学校図書館教育等の研究を推進。（高知県教委指定事業）	成果を公開授業研究会として発信。
令和4年度 令和5年度	言語能力・情報活用能力育成プラン指定校1校が学校図書館教育等の研究を推進。（高知県教委指定事業）	学校図書館教育に関する動画を作成。高知県教育委員会小中学校課ホームページ「高知家まなびばこ」で発信。
令和5年度	言語能力・情報活用能力育成プラン指定校1校と授業公開校1校が学校図書館教育等の研究を推進。（高知県教委指定事業）	成果をそれぞれ第31四国地区学校図書館研究大会にて発信。
令和2～6年度	学校図書館支援員研修会を悉皆研修として実施。	

(5) 特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動の推進

[主な取組]

- ・図書室以外にも、特別支援学級の教室に図書のコーナーを設ける等、読書環境整備を行った。
- ・各校の図書予算の中で、児童生徒の実態に応じて興味関心が持てる図書を購入した。
- ・録音図書の利用、大型絵本の活用、読み聞かせの継続等、一人ひとりの特性に応じた読書活動に取り組んだ。

[課題]

- ・オーテピア高知図書館の高知県電子図書館の活用等による一人ひとりの特性に応じた読書活動の推進が求められる。
- ・オーテピア高知図書館や声と点字の図書館と連携した取組を推進する必要がある。

4 図書館における読書活動の推進

(1) 図書館機能の充実

[主な取組]

- ・新しい読書需要に対応した資料を幅広く収集、提供した。
- ・学習指導要領に即した団体貸出セットを提供した。あわせて、教科書改訂に合わせた貸出セットの更新を行った。
- ・中高生の持つさまざまな分野への興味・関心を育てる資料を整備し、ティーンズコーナーの充実を図った。
- ・資料収集方針に基づき外国語の図書資料を適正に収集し、子どもが利用しやすいように子ども向けの外国語の絵本や児童書を外国語コーナーからこどもコーナーに配架替えをした。
- ・学校図書館や放課後児童クラブ、幼稚園・保育所等へリサイクル図書を提供した。
- ・児童図書選定支援コーナー*の利用促進のため、学校図書館支援員研修会等で説明した。
- ・子どもの情報リテラシー*向上のため、職場体験や図書館見学では図書館の利用方法に加え、自宅や学校からインターネットで資料を検索する方法等を講義した。
- ・ティーンズを対象にしたパスファインダー*を作成し、配布している。
- ・図書館資料を活用した体験学習や研究・創作等のプログラムの実施として、図書館の資料を使った調べ学習に関する講座を開いた。

[課題]

- ・児童図書選定支援コーナー*や団体貸出、外国語の図書資料等のサービスが十分に知られていないため、効果的な周知方法の検討が必要である。
- ・団体貸出の利用を増やすため、より使いやすいルールについて検討する。
- ・図書館見学等で自宅や学校での調べ方の説明や、パスファインダー*の紹介を行っているが、実際に使ってもらえるよう更なる周知が必要である。
- ・外国語を母語に持つ子どもたちが読書に親しめるような環境づくりを行う。

図表7 児童図書蔵書点数及び購入点数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
蔵書点数	278,386点	279,477点	283,667点	281,051点
購入点数	11,770点	12,958点	11,491点	10,328点

図表8 団体貸出の利用状況（令和5年度）

幼稚園・保育所 認定こども園	小・中学校 義務教育学校	特別支援学校	放課後児童クラブ
2,214点	7,915点	494点	15,008点

(2) 集会・展示活動の充実

[主な取組]

- ・オーテピア高知図書館や市民図書館分館分室において、おはなし会等の集会・展示活動を継続的に実施した。
- ・「子ども読書の日」「こども読書週間」に関連して、講演会等を開催した。
- ・図書館見学や職場体験学習を積極的に受け入れた。

- ・高知県内高校生を対象としたビブリオバトル*を開催した。
- ・読書ボランティア団体と連携したおはなし会や連続講座を開催した。
- ・高知県内の学生ボランティアの受入れを行い、高知県立大学の学生を中心とした「オーテピアンズ」はビブリオバトル*の運営協力を、高知学園短期大学生の「保育研究会」は毎月のおはなし会の開催や本の修理、壁面飾りの制作を行った。

[課題]

- ・定期的におはなし会等を行い、絵本や物語にふれるきっかけづくりとしているが、図書館に来られない子どもたちへのアプローチについて検討が必要。
- ・子育て支援関係の各課と連携した講座や相談会を開催し、特に乳幼児期を対象とした子育て支援サービスの充実を図る。

図表9 市内小学校の図書館見学の受入れ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数	50校	51校	48校	61校
受入れ人数	2,538名	2,836名	2,779名	3,424名

図表10 市内中学校の職場体験の受入れ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数	1校	2校	7校	15校
受入れ人数	2名	4名	12名	37名

(3) 職員の資質向上及び人材の配置と育成

[主な取組]

- ・必要な司書（正職員）の採用を行い、児童及びティーンズ・サービスの担当司書として適正な人員を配置した。
- ・職員の資質向上のため、市民図書館分館分室も含め、毎月、全体研修を実施した。
- ・日本図書館協会や高知県立図書館が開催する専門研修へ積極的に参加した。
- ・子どもの読書活動を支える人のための研修会として、年間を通してストーリーテリング*の勉強会、楽しみながら学ぶおはなしの連続講座を開催した。

[課題]

- ・読み聞かせや年齢に合った絵本の選び方等、職員によって専門的な技術や知識に偏りがあるため、分館分室を含めて定期的に研修を行う必要がある。

(4) 障害のある子どもたちの読書活動の推進

[主な取組]

- ・大活字本*やLLブック*、布絵本、録音図書、点字図書、マルチメディアデジータ図書*等バリアフリー図書*の充実を図った。
- ・在宅身体障害児等への図書宅配貸出やバリアフリー図書*郵送貸出、特別支援学校や障害児施設等へのバリアフリー図書*団体貸出「さくらバリアフリー文庫*」等のアウトリーチサービス*の充実及び周知に努め、障害のある子どもたちの読書機会の向上を図るとともに、バリアフリーサービスの情報提供や啓発を行った。

- ・ユニバーサルデザインに配慮したL L版の利用案内を作成し、障害のある子どもたちが利用しやすい環境を整えた。
- ・オーテピア高知図書館2階の開架スペースに読書バリアフリー機器*のコーナーを設け、実際の利用に供するとともに、一般利用者へのバリアフリーに関する情報提供や啓発を図った。

[課題]

- ・発達障害、知的障害、肢体不自由、視覚障害等で読書が困難な子どもたちの多くがバリアフリー図書*やサービスを利用できていない。
- ・保護者や教員に対するバリアフリー図書*やサービスの周知が不十分である。
- ・読書が困難な子どもの把握は図書館では難しい。特別支援学校を含め、学校と連携・協力して取り組む必要がある。
- ・子どもの個人貸出に継続性がないためサポートが必要である。

図表11 オーテピア高知図書館バリアフリー図書*蔵書点数(R6.3.31時点)

大活字本*	L Lブック*	布絵本
6,570	126	203

図表12 声と点字の図書館図書製作タイトル数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字図書	290	296	322	356
録音図書	88	103	63	66
マルチメディアデジタイズ図書*	4	8	9	11

図表13 オーテピア高知図書館手話や字幕入り映像資料の購入点数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
朗読CD	—	27	27	43
音声ガイド字幕付きDVD	31	6	6	33

図表14 声と点字の図書館：新規利用登録者数（高知県内18歳以下）

	個人	(内訳)	団体	(内訳)
令和2年度	2	発達障害1, 読書困難1	6	学校5 障害児関連施設1
令和3年度	6	視覚障害1, 発達障害4 知的障害1	6	学校6
令和4年度	5	発達障害2, 知的障害1 読書困難2	8	学校5 障害児関連施設3
令和5年度	5	視覚障害2, 眼病1, 発達障害1, 読書困難1	3	学校2 障害児関連施設1

図表15 障害のある子どもたちの読書機会の向上のための事業

	内容	対応図書館
令和2年度	発達障害関係セミナーへの出前図書館*	オーテピア高知図書館 声と点字の図書館
令和3年度	高等学校PTA連合会特別支援学校支部でバリアフリーサービス紹介	オーテピア高知図書館 声と点字の図書館
令和4年度	イオンモールのSDGs*フェスでバリアフリー図書*体験	オーテピア高知図書館 声と点字の図書館
令和5年度	発達障害児デイサービス利用者の読書体験会の実施	オーテピア高知図書館 声と点字の図書館
	児童発達支援管理責任者連絡会でマルチメディアデイジー図書*や録音図書の紹介	声と点字の図書館
	高知県立盲学校(高校3年生)の出前講座で読書バリアフリーサービスの紹介	声と点字の図書館
	読書バリアフリー研究会～みんなに読む喜びと楽しさを伝えよう～の開催	主催：伊藤忠記念財団 共催：声と点字の図書館
その他	宅配貸出サービスの紹介動画を作成。YouTubeオーテピア高知図書館チャンネルで公開し、周知を図った。 (令和5年度：利用者数延べ81人、貸出点数延べ249点)	オーテピア高知図書館
	さくらバリアフリー文庫*の貸出し (令和5年度：オーテピア高知図書館：8件、声と点字の図書館：4件)	オーテピア高知図書館 声と点字の図書館
	オーテピア1階休憩コーナーでパネル展「読書のカタチをえらべるバリアフリー図書*」他を実施(毎年度)	声と点字の図書館
	手話で楽しむおはなし会を開催(令和5年度：実施2回、参加者延べ44名)	オーテピア高知図書館

(5) 図書館をはじめとする関係機関との連携・協力体制の整備

[主な取組]

- ・図書館情報システムを活用した情報収集及び他館との積極的な相互貸借を行っている。
- ・学校と連携し、中学校や高等学校読書部によるおすすめ本の展示を行った。
- ・文化施設と連携し、実施事業の関連図書展示を行った。
- ・高知市教育支援センターと連携展示を実施した。
- ・高知市立学校図書館支援員研修において、初任者・経験者別のサービス紹介や模擬選書会等を実施した。

- ・オーテピア館内連携として、図書館こどもコーナーで科学館の出張展示を行った。

[課題]

- ・学校図書館との関係を密にしていくため、直接学校に出向き、図書館サービスの周知と学校のニーズを把握する必要がある。
- ・学校がより利用しやすい環境を整えるため、『Google Classroom』を活用する等の新たな連携方法の確立を目指す。
- ・選書機会が少ない学校図書館に合わせて、研修等で適切な選書が行えるような仕組み作りを行う。
- ・学校教育課，保育幼稚園課，子ども育成課との連携を強化する。
- ・図書館見学时に地域の分館分室を紹介する等，学校や子どもたちが地元の図書館を身近に感じて利用してもらえる取組みを行う。
- ・高知みらい科学館とも情報共有し，連携してサービスを行う。

(6) 広報活動の充実

[主な取組]

- ・マスコミへの情報提供，ウェブ・サイトや各SNS*での情報発信を積極的に行った。
- ・出前図書館*等でのアウトリーチとして，親子×みらいワーク研究室，とさつ子タウン等イベントへ参加した。
- ・毎年，子どもの読書週間等に関連して講演会等を開催した。
- ・「子ども小砂丘賞作品集」の発行。（令和2～5年度：45～48集を発行）
- ・ブックリスト*を作成し，出前図書館*等で配布した。

[課題]

- ・図書館に興味がある子どもや関係者以外の人にも周知していく方法を考える。
- ・園長や校長等，子ども関係の施設長が集まる会や連絡会に積極的に参加し，認知されていないサービスの周知を行う。

第3章 子どもの読書環境を取り巻く社会情勢の変化

1 国・高知県の動向

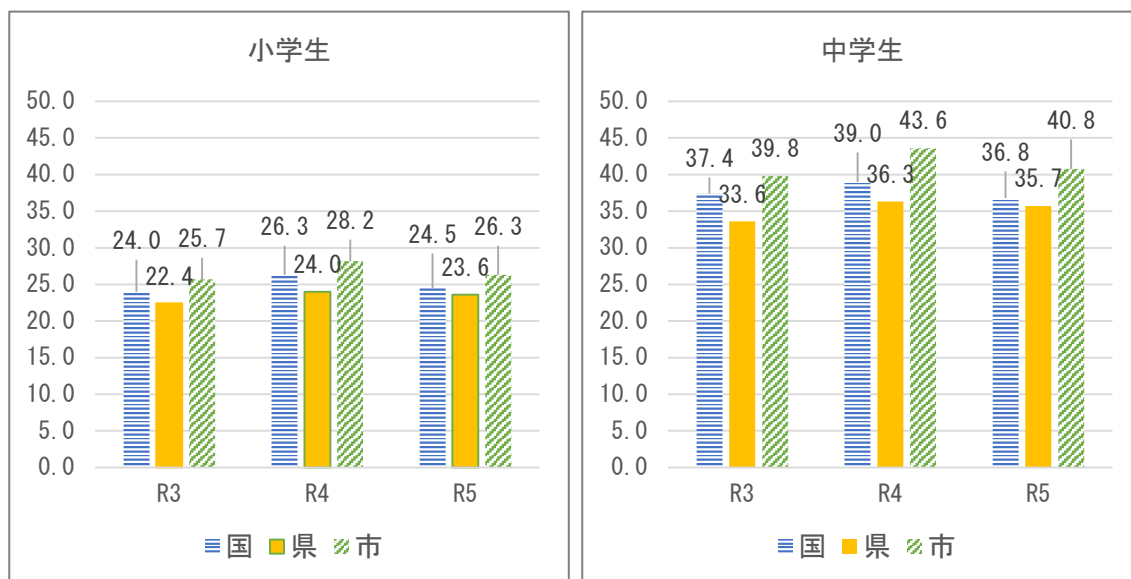
(1) 国の動向

国は、令和5～9年度の子どもの読書活動に関する基本方針と具体的な方策として、「第五次子どもの読書活動計画の推進に関する基本的な計画」を策定しています。

「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を基本方針と定め、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であること、すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進することとしています。なお、推進にあたっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組むことが必要であるとしています。

また、令和4～8年度を計画期間とする「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」は、学校図書館図書標準*の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充を図る地方財政措置を活用して、学校図書館の整備充実を図るよう要請しています。

図表16 【参考】家や学校で普段（月～金）全く読書をしない割合（％）



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

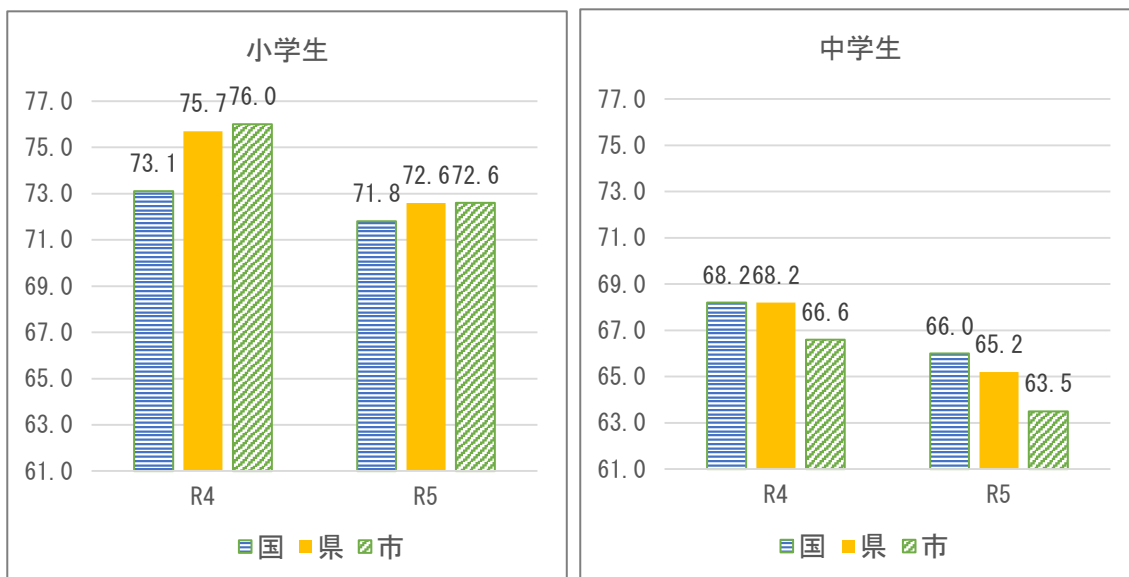
※「学校の授業以外に普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書しますか（電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」の質問に『全くしない』と答えた割合

(2) 高知県の動向

高知県は、令和4～8年度を計画期間とする「第四次高知県子ども読書活動推進計画」を策定し、高知県の子どもたちが「本や読書に興味・関心を持つきっかけや、どこに住んでいても、読みたい本を見つけ、読書できる機会を増やす」ことを目指して、3つの基本目標「意欲的に読書を楽しむ子どもを育てる」「情報

を読み取り活用する子どもを育てる」「子どもの読書活動を支える」を掲げ、子どもの読書活動の推進を図っています。

図表17 【参考】読書が好きな子どもの割合（％）



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※「読書が好きですか」の質問に対し、『好き』『どちらかといえば好き』と答えた割合

※令和3年度は、「読書は好きですか」の質問が設定されていない

2 社会情勢の変化

(1) コロナ禍による生活様式の変化

令和2年2月を第1波とする新型コロナウイルスの感染拡大は、第三次計画を推進していく上で大きな影響を与えました。特に、マスク着用の読み聞かせやおはなし会等は、顔の表情や口元の動きが読み取れず、子どもへの影響が心配されるところです。

令和5年5月に「5類感染症」になったことで、基本的な感染対策は個人の判断となりましたが、現在も流行期においては、マスク着用等が推奨されています。

今後も、環境の変化に臨機に対応しながら、効果的に取組むことが求められます。

(2) デジタル社会の進展

スマートフォンやタブレット等の普及により、多種多様で膨大な量の情報を、誰もが簡単に手に入れることができるようになりました。これらデジタル技術の発達、情報収集の利便性向上につながる一方で、インターネットやSNS*等を利用する時間の増加により、子どもの読書時間への影響があると考えられます。また、コロナ禍を経て、電子書籍の市場が一層拡大され、紙の本にとらわれない読書の方法が広がっています。

今後は、紙媒体だけでなく電子媒体での読書環境の充実等、環境の変化に合わせた情報・資料の提供が求められます。あわせて、情報を適切・安全に使いこな

すことができるよう、情報リテラシー*等の情報活用能力を育成していくことも重要となってきます。

(3) G I G Aスクール構想*と学校における I C Tの活用

児童生徒に1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するG I G Aスクール構想*について、本市においては、令和3年度にその整備が完了しました。これは、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与し、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げるものとしています。あわせて、I C T環境*の整備により、学校における読書活動の幅に広がりが生まれました。

今後は、電子書籍の活用や読書活動に関する情報共有等、学校のI C T環境*と連動した取組が期待されます。

(4) 読書バリアフリー法の公布・施行

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されました。

視覚障害や発達障害、肢体不自由等のさまざまな障害により、活字の本を読むことが困難な人が、「障害の有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」に向け、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるように読書環境の整備を推進することが必要となっています。

(5) 多文化共生*の推進

人口減少が著しい高知県では、深刻化する担い手不足策と連動して、「高知県外国人材受入・活躍推進プラン」を策定し、外国人材を各産業の継続・発展を支える貴重な人材として、また、地域社会の一員として受入れ、定着及び活躍の促進を図る環境整備に取り組んでいます。本市においても、外国籍や外国にルーツのある子どもが増えてきており、異文化理解*や多文化共生*の考え方に基づく更なる取組が求められます。

外国語の本だけでなく、生活や学校の勉強に必要な本や、日本語指導に必要な本等、子ども本人だけでなく、保護者を含め、外国にルーツのある子どもに関わるすべての人に役立つ資料・情報を、それぞれが使いやすい媒体で提供し、支援を強化することで、多文化共生*においても、誰一人取り残さないという発想に立った読書環境、情報環境の充実を図る必要があります。

(6) オーテピア高知図書館及び声と点字の図書館のサービス計画の策定

高知県立図書館と高知市民図書館が共同運営するオーテピア高知図書館は、「これからの高知を生きる人たちに力と喜びをもたらす図書館」を基本理念とする「第2期オーテピア高知図書館サービス計画*」（計画期間：令和4～8年度）を策定しています。

計画では、サービスの1つとして、児童サービス、ティーンズ・サービスに取り組み、乳幼児期から切れ目のない読書活動の推進を図っています。また、すべての子どもに本に親しむ機会が等しく提供できるよう、多文化サービスや図書館利用に障害のある人へのサービス（バリアフリーサービス）に取り組み、セーフティネットとしての読書環境*の充実に努めています。

オーテピア高知声と点字の図書館は、「すべての人を『本』の世界へ」を基本理念とする「第2期オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画」（計画期間：令和4～8年度）を策定し、3つの基本方針「読書が困難な人の読書・情報環境の充実」「視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実」「県民・市民との協働による読書・情報サービスの充実」を掲げ、誰もが読書や情報を利用することができる共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

今後も、行政や関係機関と連携しながら、社会教育施設として、また、福祉施設として、すべての子どもの読書活動の充実を図り、将来にわたって切れ目のない支援をしていく役割を果たす必要があります。

(7) **SDGs（エスディージーズ）*との関わり**

SDGs*は、経済・社会・環境のバランスが取れた社会を目指すための国際目標です。国の「持続可能な開発目標（SDGs*）実施指針」に基づき、本市は高知市総合計画において、施策に基づく事務事業の実施にあたって積極的にSDGs*の達成に貢献していくこととしています。本計画においては、SDGs*の17のゴールのうち、特に「4 質の高い教育をみんなに」と関わりが深い分野として、達成に向けて取り組みます。

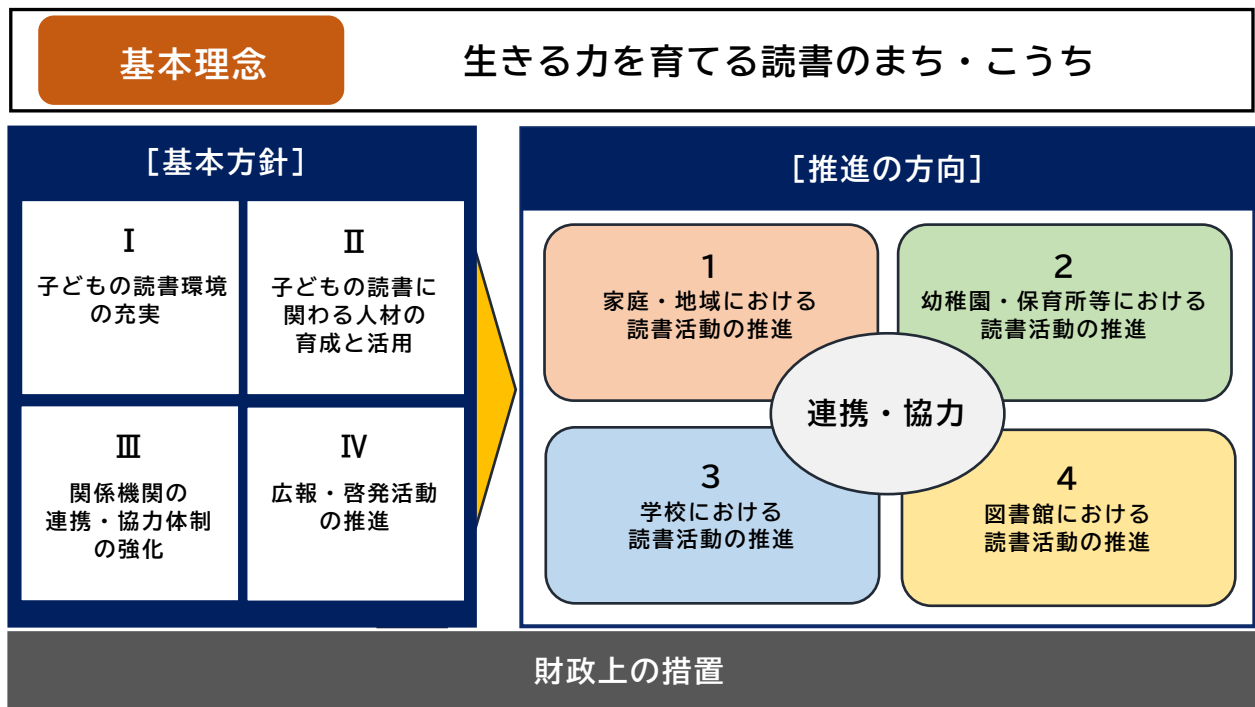
第4章 第四次計画推進のための基本的方向

第三次計画における取組状況と課題，子どもの読書環境の変化を踏まえ，すべての子どもが未来に希望を持ち，いつでも，どこにいても，知りたい欲求が満たされ，将来にわたり心豊かに過ごすことを目指して，基本理念「生きる力を育てる読書のまち・こうち」を掲げ，次の4つの基本方針の下，子どもの読書活動を推進していきます。

推進にあたっては，「家庭・地域」「幼稚園・保育所等」「学校」「図書館」がそれぞれの役割を果たし，相互に連携，協力を図りながら取り組んでいきます。

また，計画の実現に向けて，予算措置等の財源確保に努めるとともに，国や高知県に対して財政的支援を要請していきます。

（第四次高知市子ども読書活動推進計画の体系図）



〔基本方針Ⅰ 子どもの読書環境の充実〕

子どもがあらゆる機会と場所において，読書に親しみ，好奇心や探求心を高め，豊かな心を育てるためには，家庭や地域，学校，図書館等の関係機関が連携・協力し，社会全体で読書環境の充実を図る必要があります。また，読書をコミュニケーションツールとして，大人と子どもだけでなく，子ども同士や異世代間でつながり，互いの自己肯定感や寛容性を高めることができれば，自らの力で未来を切り拓く子どもが育つことが期待できます。

子ども自身が自由に本を選び，読書を楽しめる環境の整備や，子どもの発達や特性，興味関心に即した図書や電子書籍，バリアフリー図書*等，多種多様な図書資料の充実を図り，さまざまな状況にあるすべての子どもが読書活動の恩恵を受けられるよう，読書環境の整備と充実を図ります。

〔基本方針Ⅱ 子どもの読書に関わる人材の育成と活用〕

子どもの自主的な読書習慣を定着させるためには、乳幼児期はもちろん、自分で本を選び、読むことができる学齢期となっても、子どもの要求に応じ、適切な助言ができる大人の存在が重要です。とりわけ、特別な支援を必要とする子どもは、一人ひとりの特性に応じた対応をしなければなりません。また、読書活動の支援を通じて築かれる信頼関係は、子どもの主体的なチャレンジを後押しできる大人として子どもに寄り添うことにもつながります。

研修会や勉強会を実施し、保育者や司書教諭、学校図書館支援員、図書館司書、読書ボランティア等、子どもの読書活動に携わる人材の育成と適切な配置を行い、多様な子どもたちの個別最適な読書環境の実現に向けて取り組みます。

また、読書ボランティアとボランティアを必要とする場を結ぶ仕組みをつくり、読書ボランティアの活躍の場が広がることを目指します。

〔基本方針Ⅲ 関係機関の連携・協力体制の強化〕

子どもの読書活動を推進していくためには、図書館や学校、幼稚園・保育所等をはじめとする関係機関が密接に連携・協力し、それぞれの機能や資源を積極的に活用して子どもの読書環境の充実を図ることが重要です。

オーテピア高知図書館及び市民図書館分館分室の絵本や図書の団体貸出や電子図書館の活用、オーテピア高知声と点字の図書館のバリアフリー図書*や機器の貸出等、多種多様で豊富な情報資源の活用や、体験学習や連携事業の実施等、関係機関が積極的に交流することで、本と親しむ機会を増やし、さまざまな状況にあるすべての子どもの読書活動を支援します。

また、各機関の機能や活動情報を共有し、その先にある団体や支援を必要とする当事者につながることで、より効果的に子どもの読書活動を推進していきます。

〔基本方針Ⅳ 広報・啓発活動の推進〕

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、身近な大人が読書の意義や大切さについて正しい認識を持ち、読書に親しむ姿を見せることが重要です。また、子どもが発達段階に応じた読書習慣を身に付け、読書に対して継続的に興味・関心が持てるよう、本に触れる機会の充実を図る必要があります。

子どもから大人まで幅広い事業を実施し、広報紙やウェブ・サイト、SNS*による情報発信、マスメディアへの情報提供等、さまざまな媒体で広報を行うことで、広く市民の関心と理解を深めるとともに、子どもの読書に対する意欲を高めるよう努めます。

また、情報があふれる現代社会においては、子どもたちが正しい情報を見極める力を身につけ、将来にわたり情報弱者とならないよう情報リテラシー*の向上を支援するとともに、関係機関との連携を強化し、必要な情報が必要な人にきちんと届く広報・啓発活動に取り組みます。

第5章 推進のための具体的な取組

第四次計画の推進にあたっては、基本理念「生きる力を育てる読書のまち・こうち」の下、4つの基本方針を「Ⅰ 子どもの読書環境の充実」「Ⅱ 子どもの読書に関わる人材の育成と活用」「Ⅲ 関係機関の連携・協力体制の強化」「Ⅳ 広報・啓発活動の推進」とし、推進の方向を「家庭・地域」「幼稚園・保育所等」「学校」「図書館」と定め、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携、協力を図りながら取り組んでいきます。

1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭における読書機会の提供

子どもの読書経験は、身近な大人から本を読んでもらい、その楽しさを共有することの積み重ねから始まります。そのため、大人と子どもと一緒に本を楽しむ機会を継続して持つことができるよう働きかける必要があります。

特に、乳幼児期における読み聞かせから始まる読書経験は、読書活動の出発点として大変重要です。乳幼児期に大人と一緒に本に出会い、「楽しい」経験を共有できる取組を行い、読書に対する興味、関心を高め、読書習慣の定着につながるよう図ります。

(具体的な取組)

- ①乳幼児期から大人と一緒に本と触れ合う最初のきっかけとして、ブックスタート*にかかる事業を行う。
- ②オーテピア高知図書館、市民図書館分館分室*、地域子育て支援センター等において絵本の読み聞かせ行事やおはなし会を実施する。
- ③図書館利用や絵本の読み聞かせに関する行事等について情報提供を行う。

(2) 地域における読書環境の充実

地域における子どもの読書活動を推進するためには、子どもが日常的に本に触れ、読書習慣を身に付けられる環境を整備することが重要です。

図書館は、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準*」等に基づき、高知市民図書館の分館分室を含め、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を果たすことが望まれます。図書館から遠い地域に住む子どもに対しては、移動図書館*がきめ細やかな配本活動を展開し、より多くの子どもに読書の機会を提供します。

また、地域や保育施設、学校等で読み聞かせ等を行う読書ボランティアの育成と、育成後の活動の支援を行い、地域で持続可能な読書活動推進を図ります。

(具体的な取組)

- ①高知市全域で、新鮮な児童・青少年図書の充実を図る。
- ②移動図書館*の児童・青少年図書を充実し、学校や保育施設等を含めた地域の需要に応じた配本活動を行う。
- ③読書ボランティアをはじめとする、子どもの読書活動を地域で支える人々のための研修会を実施する。
- ④地域で読書ボランティアとして活動したい人と、その受入れを希望する団体等をつなぐための仕組みを作る。

2 幼稚園・保育所等における読書活動の推進

(1) 本に親しむための機会の提供・充実

乳幼児期に絵本や物語を通して心満たされる幸せな時間を過ごすことは、その後の読書習慣につながるだけでなく、生きる力や想像する力等を育む重要な経験です。

そのためには、子ども自身の好奇心の広がりには合わせた豊かな図書や環境が必要です。

幼稚園、保育所等では、教育課程や保育計画の中で絵本や物語に親しむための時間を確保するとともに、子どもが興味をもつ絵本等の充実に努めることが求められます。

(具体的な取組)

- ①保育者は、温かい雰囲気の中で、絵本の読み聞かせ等を積極的に行う。
- ②保育者は、読書活動についての意見交換や外部講師による研修等を通して絵本の重要性について学ぶ機会を設ける。
- ③絵本を題材にして、子どもが主体的にことば遊びや表現遊びを楽しみ、友達や保育者と絵本の世界を共有する機会をつくる。
- ④移動図書館*を積極的に活用し、読書活動支援の充実に努める。

(2) 読書環境の整備

幼稚園、保育所等では、日ごろから読み聞かせを取り入れたり、図書コーナーを設置したりして、子どもが自由に絵本に触れることができる環境づくりが重要です。また、保護者に対しても積極的な取り組みの共有が必要です。

(具体的な取組)

- ①子どもの発達や興味・関心、季節等に応じた書架の整理を行い、子どもが絵本を自ら選択できるようなコーナーを設ける。
- ②月刊絵本や紙芝居、大型絵本等も活用し、子どもが興味を持てるようにする。

(3) 保護者等への読書活動の働きかけ

近年、時間的・精神的に余裕がない日常背景や、インターネットやスマートフォンの普及から読書の機会が減少傾向です。そのような中、保護者をはじめ周囲の大人が、子どもの豊かな人格形成に、読書体験が大きな役割を果たすことを、改めて認識することが大切です。

幼稚園・保育所等では、子どもが本に親しむ機会を増やしていき、その姿や大切さを保護者に伝え、家庭で絵本を通して子どもと向き合う場が少しずつ増えていくような働きかけを積み重ねていきます。

(具体的な取組)

- ①保護者会の研修、クラス懇談会、参観日等の機会に読み聞かせをし、保護者にも実際に絵本に触れてもらい、絵本の楽しさ、親子読書をはじめとする読書の重要性を伝え、親子読書を始めるきっかけづくりに努める。
- ②保護者等のボランティア活動や関係機関との連携に取り組む。
- ③保護者に親子で絵本に触れる大切さを伝え、家庭への絵本の貸出しを行う。さらに、保護者のニーズ（多文化・障害等）に対応し、保護者自身が読める・読みたくなるような書架を整え、サービスの情報を共有する。

3 学校における読書活動の推進

(1) 読書活動の充実

子どもたちが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、すべての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うことが求められます。

また、平成29年及び30年に公示された学習指導要領では、言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童生徒の言語活動を充実することが示されており、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。

(具体的な取組)

- ①読書機会を確保するために年間を通した学校図書館開館を推進する。
- ②図書館貸出数の調査等から各学校における読書機会の実態把握と各学校の実態に応じた取組の推進や改善を図る。
- ③図書館資料の利活用を推進するために、学校図書館支援員等によるオリエンテーションの実施や利用指導の充実を図る。
- ④朝読書活動等の一斉読書活動や学級文庫の設置、電子図書館の利用や電子書籍の閲覧等、学校の実態に応じた読書活動推進のための取組の充実を図る。
- ⑤入学前の年長児保護者対象リーフレット等を活用し、家庭読書への呼びかけを積極的に行う。
- ⑥読み聞かせ等、読書活動の充実に係る地域学校協働活動の推進を行う。
- ⑦オーテピア高知図書館や声と点字の図書館等の取組の周知や利活用を推進し、読書環境の充実を図る。

(2) 学校図書館の充実

学校は、学校図書館が児童生徒にとって落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えられるよう努めることが大切です。そのため学校図書館が有する「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能が最大限に発揮できるように、計画的・継続的に利活用が図られるように努め、「学校図書館ガイドライン」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが望まれます。

また、各教科等のさまざまな授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されています。

(具体的な取組)

- ①図書、新聞・雑誌、視聴覚資料、電子資料等、さまざまな情報・資料を収集・選択・整理し、充実を図る。
- ②学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努める。
- ③図書館資料の選定にあたっては、各学校において明文化された選定の基準を定め、組織的・計画的に行う。また、オーテピア高知図書館等との連携を推進し、図書館資料の充実を図る。
- ④ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、日本十進分類法（NDC）に基づいた配置・案内表示、興味関心をもたせる展示、居心地の良い空間づくり等、環境整備に留意する。

⑤地域の資料や、子どもたちが学習活動で作成した資料を収集・保存する。

(3) 学校図書館のネットワーク化

高度情報化社会における学校図書館では、コンピュータの導入及びネットワーク化によって蔵書情報のデータベース化や検索システムの構築が可能となり、より機能的な図書館運営ができるようになりました。

また、学校図書館間のネットワーク化も全国的に広がりつつあります。地域全体の豊富な資料を検索できるようにして、読書指導や各教科等の学習に活用することで、より一層、学校図書館の機能の充実を図ることが可能となっています。

高知市では、平成14～25年度まで、各学校の蔵書を検索・管理することができる学校図書館情報システムをモデル校方式で高知市立学校15校及び教育研究所で導入し、平成26年度には1校追加したことにより17施設で運用しています。

令和5年度には、学校図書館情報システム整備校（16校）以外の高知市立小・中・義務教育・特別支援学校へインターネット検索用コンピュータを整備し、学校図書館でインターネットが閲覧できるようにするとともに、公立図書館の蔵書検索等ができるようにしました。

今後とも、これらの学校図書館情報システムや蔵書検索等に係る環境の維持に努めていきます。

（具体的な取組）

- ①高知市立学校において、学校図書館情報システムやインターネット検索用コンピュータの維持に努める。
- ②学校間やオーテピア高知図書館と声と点字の図書館等との資料の相互貸借が、必要に応じて円滑にできるような物流のシステムについては、課題として研究し実現の可能性を探る。

(4) 司書教諭の配置と人的充実

学校図書館法第5条の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校には司書教諭が配置されていますが、学校図書館の仕事に専念できる体制づくりが課題になっています。

また、学校図書館法の一部改正により、「専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を置くように努めなければならない」とされています。

以上のことから、高知市においては、機会をとらえ、国や高知県教育委員会に対し、司書教諭の専任配置について要望を続けています。あわせて、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、学校図書館支援員を各学校に配置し、研修等を通じて、学校図書館支援員の資質向上に努めるとともに、学校図書館教育の充実と司書教諭への支援を行っています。

（具体的な取組）

- ①司書教諭の専任配置を国・高知県に要望する。
- ②学校図書館支援員が経験を重ねながら安定して職務に従事できるよう、配置の継続を検討する。
- ③学校図書館支援員の資質向上のために研修を実施するとともに、情報の共有化を図る。
- ④学校図書館の機能の充実を図るため、学校図書館の活用状況等について調査を実施し、調査結果を各学校に還元する。

(5) 特別な配慮を必要とする子どもたちの読書活動の推進

障害のある子どもや帰国・外国人である子ども等，教育上特別なニーズのある子どもや不登校・不登校傾向の子どもが本と出会い，豊かな読書活動を体験できるよう，子どもの状態に応じた選書や環境の工夫，障害等に配慮された図書，ICTの活用等により読書活動支援の推進を図ります。そのために，オーテピア高知図書館，声と点字の図書館と連携した取組を促進します。

(具体的な取組)

- ①子ども一人ひとりの特性等に応じた読書環境を整備・充実するとともに，子どもの状態に応じた読み聞かせ等を実施し，読書機会を確保する。
- ②オーテピア高知図書館，声と点字の図書館と連携し，障害等に配慮された図書（大型絵本，触る絵本，点字図書，録音図書，マルチメディアデージー図書*等）や，1人1台タブレット端末を活用した読書活動を推進する。

4 図書館における読書活動の推進

(1) 図書館機能の充実

図書館は，子どもたちが豊富な蔵書の中から読みたい本を選び，読書の楽しみを知ることができる場所です。年齢や国籍，発達段階，障害の有無に関わらず，すべての子どもとその保護者等が安心して図書館を利用できるよう，読書機会を提供し，快適な読書環境を整備する必要があります。

子どもたちがそれぞれの興味や関心を持って読書ができるよう，乳幼児期から発達段階や特性に応じて必要な資料を収集し，蔵書の充実を図ります。あわせて，デジタル化の進展や，感染症の影響等，変化が激しい社会の中で，多様な背景を持つ子どもたちが，主体的に必要な情報を判断し，自らや社会の課題について考え，解決できる能力を育めるよう支援を行います。

また，家でも学校でもない第3の居場所（サード・プレイス）として，安心・安全で居心地の良い図書館の運営に努めます。

(具体的な取組)

- ①読み継がれてきたものを大切にしながら，新鮮な資料をバランス良く収集し，子どもたちの多様な読書需要に対応できる蔵書を構成する。
- ②子どもが読書習慣を身に付けられるよう，乳幼児期や学童期以降の各発達段階で，効果的な取組を継続して推進する。
- ③特別な配慮を必要とする子どもたちへ豊かな読書機会を確保するため，外国語資料やバリアフリー資料，電子書籍等の充実を図る。
- ④保育や教育の現場で必要とされる資料の把握に努め，団体貸出の活用を推進する等，保育者や教職員が利用しやすい環境を整備し，連携を図る。
- ⑤中高生（ティーンズ）向けに，資格取得や就学・就職支援につながる資料等を揃え，幅広い選択肢の中での自己実現を支援する。
- ⑥図書館見学や職場体験等を通じて，図書の分類や利用方法，情報の調べ方について学ぶ機会を提供し，情報リテラシー*の向上に努める。
- ⑦大学生等のボランティアが活動しやすい環境を整備する。
- ⑧作文能力を伸ばすことで得られる表現力や言語能力を養う機会を創出するため「こども小砂丘賞作品集」の発行を継続し，子どもの自主的な読書活動を奨励する。

(2) 集会・展示活動の充実

子どもが主体的な読書習慣を身に着け、多くの本と出合うためには図書館を日常的に利用することが効果的です。定例的なおはなし会のほか、さまざまな機会を提供することで、子どもは図書館との接点を多く持ち、読書や読み聞かせの喜びを知ることができ、保護者等は発達段階に応じた読書活動への理解を深めることができます。

展示活動では、現在の子どもを取り巻く環境を把握し、季節や時事に関する図書のほか、子どもの興味の幅を広げる本を紹介します。

(具体的な取組)

- ①オーテピア高知図書館や市民図書館分館分室において、おはなし会等の集会・展示活動の充実を図る。
- ②「子ども読書の日」や「こども読書週間」に合わせて、子どもがより本に親しむための行事や展示活動を行う。
- ③ビブリオバトル*の実施や学校と連携しての図書展示等、子どもが同世代同士で本を薦め合う機会となる取組を行う。
- ④行政の子育て支援関係の各課と連携し、初めて本と出会う乳幼児期の子どもとその保護者等に対して、親子で読書を楽しむきっかけとなる事業を行う。

(3) 職員の資質向上及び人材の配置と育成

児童サービス及びティーンズ・サービス担当には、特に児童・青少年図書についての広範な知識や、子どもの発達段階に応じた選書の知識、読書指導に関する知識と技術等を持った職員の配置が望まれます。

そのために、司書を適正に配置するとともに、職員を計画的に研修に派遣し、継続して育成していきます。

分館分室の職員についても、資質向上を図るため、本館での研修や高知県立図書館等が行う研修への参加を促進します。

(具体的な取組)

- ①児童サービス及びティーンズ・サービスには、専門的な知識を有する職員を配置する。
- ②図書館員として必要な資質・能力等の向上を図るため、専門的な研修や、公共図書館の研究集会等へ積極的に参加する。
- ③職員によるおはなし会等、実践的な取組の中で、年齢や発達段階に応じた本を選ぶ能力や技術を培う。
- ④分館分室を含んだ高知市全域の図書館職員の資質向上を図るため、児童・青少年図書の選書や除籍、読み聞かせ等の研修を行う。

(4) 障害のある子どもたちの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するにあたっては、障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが、自由に豊かな読書活動ができる環境をつくる必要があります。そのためには、病気や障害等で読書が困難な子どもに対して、個々の障害等の特性に合わせた読書環境の整備及び充実を図り、バリアフリー図書*やサービスの存在を知らずに読書をあきらめることのないよう、読書活動を支えることが重要となります。

令和元年6月に施行された「読書バリアフリー法」では、図書館、点字図書館等が連携し、書籍等での読書が困難な人の読書環境の向上を図ることとしています。

オーテピア高知図書館・声と点字の図書館では、学校や教育研究所、医療機関、福祉機関等の関係機関にバリアフリー図書*やサービスを周知し、子どもたちの読書活動を推進する上での支援者を増やすことで、障害のある子どもたち一人ひとりに応じた読書のかたちを提供できるように取り組んでいます。

(具体的な取組)

- ①大活字本*やＬＬブック*、布の絵本、録音図書、点字図書、マルチメディアデイジー図書*等バリアフリー図書*の充実を図る。
- ②手話や字幕入りの映像資料の充実を図る。
- ③録音・マルチメディアデイジー図書*を読むために必要な読書機器（録音図書再生機、タブレット等）の利活用を支援する。
- ④在宅身体障害児等への図書宅配貸出を行う。
- ⑤声と点字の図書館のバリアフリー図書*の郵送貸出を行う。
- ⑥教育・医療・福祉機関を訪問し、バリアフリー図書*やサービスの説明・周知を行う。
- ⑦読書・情報支援の相談や機器操作支援のための訪問を行う。
- ⑧特別支援学校、障害児施設等へのバリアフリー図書*団体貸出（さくらバリアフリー文庫*）等のアウトリーチサービス*の充実及び周知に努め、障害のある子どもたちの読書機会の向上を図る。
- ⑨手話のおはなし会を実施する。
- ⑩オーテピア高知図書館及び声と点字の図書館に読書バリアフリー機器*を展示し、実際の利用に供するとともに、一般の利用者への読書バリアフリーに関する情報提供や啓発を図る。

(5) 図書館をはじめとする関係機関との連携・協力体制の強化

読書を通じて子どもの健やかな成長に資するためには、社会全体で子どもの読書活動の重要性を認識し、その推進に取り組む必要があります。

図書館は、図書館間の相互貸借等の連携に加えて、学校や保育施設、行政各課、民間団体等の子ども読書活動に関する関係機関・団体と協力して、取組実績の共有や課題について協議し、今後の子ども読書活動の検討に努めます。

また、オーテピア高知図書館は、高知県と本市で共同運営する図書館であることや、声と点字の図書館、高知みらい科学館との複合施設であることの特性を活かしながら、幅広い図書館活動を展開します。

(具体的な取組)

- ①図書館から、保育・教育の現場に対して積極的なアウトリーチ活動を行い、サービスの充実を図る。
- ②学習指導要領や教科書の改訂を考慮した資料を整備し、団体貸出等で学校支援を行う。
- ③図書館や各機関の行う研修会等へ相互に参加することで、お互いの活動内容について理解と連携を深める。
- ④子どもを取り巻くデジタル環境の変化に応じて、ＩＣＴを活用した新しい連携の手段や協力体制の見直しを行う。
- ⑤不登校や不登校傾向にある児童・生徒とその保護者に対して、教育研究所や学校を通して資料提供等の支援を行う。
- ⑥子ども読書活動推進に関わる行政の関係各課と、情報交換を行う場を定例的に設ける。

(6) 広報活動の充実

子どもが読書に対して継続的に興味・関心を持つためには、子どもや保護者をはじめとする身近な大人に向けて、読書の大切さや楽しさが伝わるよう積極的な広報が必要です。

図書館は、子どもを取り巻く情報通信手段の普及と多様化に対応しながら、市民が読書への関心を深める機会を持つための取組や行事について、幅広い広報を行います。そのために、広報誌やテレビ、ラジオ、ウェブ・サイト、SNS*等、あらゆる広報手段を活用し、外部機関とも連携して必要な対象に情報を届けられるよう努めます。

また、広報手段に関する新しい技術やツールの情報を収集し、時代に合った魅力的な情報発信を行います。

(具体的な取組)

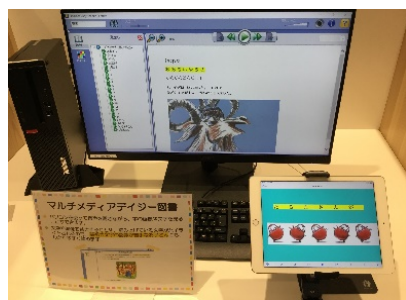
- ①オーテピア高知図書館のウェブ・サイトを活用し、イベント情報の発信を行うほか、ブックリスト*やパスファインダー*等情報を探す手段についても掲載する。
- ②子ども、保護者、学校、保育施設等、それぞれが必要とする情報を届けられるように、対象に応じた効果的な発信を行う。
- ③子どもの読書活動推進に関わる人の集まる研修会や連絡会の情報を収集し、図書館PRを積極的に行う。
- ④広報手段に関する新しい技術や、ツールの情報を収集し、魅力的な情報発信を行う。



おはなし会の様子



よちよちランドの様子



マルチメディアデジター図書



録音図書、再生専用機



布の絵本

■第四次高知市こども読書活動推進計画 取組一覧

推進の方向	具体的方策	具体的な取組	推進する課
1 家庭・地域における読書活動の推進	(1) 家庭における読書機会の提供	① 乳幼児期から大人と一緒に本と触れ合う最初のきっかけとして、ブックスタート*にかかると事業を行う。 ② オーテピア高知図書館、市民図書館分館分室*、地域子育て支援センター等において絵本の読み聞かせ行事やおはなし会を実施する。 ③ 図書館利用や絵本の読み聞かせに関する行事等について情報提供を行う。	子ども育成課 図書館・科学館課
	(2) 地域における読書環境の充実	① 高知市全域で、新鮮な児童・青少年図書の充実を図る。 ② 移動図書館*の児童・青少年図書を充実し、学校や保育施設等を含めた地域の需要に応じた配本活動を行う。 ③ 読書ボランティアをはじめとする、子どもの読書活動を地域で支える人々のための研修会を実施する。 ④ 地域で読書ボランティアとして活動したい人と、その受入れを希望する団体等をつなぐための仕組みを作る。	
2 幼稚園・保育所等における読書活動の推進	(1) 本に親しむための機会の提供・充実	① 保育者は、温かい雰囲気の中で、絵本の読み聞かせ等を積極的に行う。 ② 保育者は、読書活動についての意見交換や外部講師による研修等を通して絵本の重要性について学ぶ機会を設ける。 ③ 絵本を題材にして、子どもが主体的にことば遊びや表現遊びを楽しみ、友達や保育者と絵本の世界を共有する機会をつくる。 ④ 移動図書館*を積極的に活用し、読書活動支援の充実に努める。	保育幼稚園課
	(2) 読書環境の整備	① 子どもの発達や興味・関心、季節等に応じた書架の整理を行い、子どもが絵本を自ら選択できるようなコーナーを設ける。 ② 月刊絵本や紙芝居、大型絵本等も活用し、子どもが興味を持てるようにする。	
	(3) 保護者等への読書活動の働きかけ	① 保護者会の研修、クラス懇談会、参観日等の機会に読み聞かせをし、保護者にも実際に絵本に触れてもらい、絵本の楽しさ、親子読書をはじめとする読書の重要性を伝え、親子読書を始めるきっかけづくりに努める。 ② 保護者等のボランティア活動や関係機関との連携に取り組む。 ③ 保護者に親子で絵本に触れる大切さを伝え、家庭への絵本の貸出しを行う。さらに、保護者のニーズ（多文化・障害等）に対応し、保護者自身が読める・読みたくなるような書架を整え、サービスの情報を共有する。	
3 学校における読書活動の推進	(1) 読書活動の充実	① 読書機会を確保するために年間を通じた学校図書館開館を推進する。 ② 図書館貸出数の調査等から各学校における読書機会の実態把握と各学校の実態に応じた取組の推進や改善を図る。 ③ 図書館資料の利活用を推進するために、学校図書館支援員等によるオリエンテーションの実施や利用指導の充実を図る。 ④ 朝読書活動等の一斉読書活動や学級文庫の設置、電子図書館の利用や電子書籍の閲覧等、学校の実態に応じた読書活動推進のための取組の充実を図る。 ⑤ 入学前の年長児保護者対象リーフレット等を活用し、家庭読書への呼びかけを積極的に行う。 ⑥ 読み聞かせ等、読書活動の充実に係る地域学校協働活動の推進を行う。 ⑦ オーテピア高知図書館や声と点字の図書館等の取組の周知や利活用を推進し、読書環境の充実を図る。	学校教育課
	(2) 学校図書館の充実	① 図書、新聞・雑誌、視聴覚資料、電子資料等、さまざまな情報・資料を収集・選択・整理し、充実を図る。 ② 学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努める。 ③ 図書館資料の選定にあたっては、各学校において明文化された選定の基準を定め、組織的・計画的に行う。また、オーテピア高知図書館等との連携を推進し、図書館資料の充実を図る。	

■第四次高知市こども読書活動推進計画 取組一覧

推進の方向	具体的方策	具体的な取組	推進する課
3 学校における読書活動の推進	(2) 学校図書館の充実	④ ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、日本十進分類法（NDC）に基づいた配置・案内表示、興味関心をもたせる展示、居心地の良い空間づくり等、環境整備に留意する。 ⑤ 地域の資料や、子どもたちが学習活動で作成した資料を収集・保存する。	学校教育課
	(3) 学校図書館のネットワーク化	① 高知市立学校において、学校図書館情報システムやインターネット検索用コンピュータの維持に努める。 ② 学校間やオーテピア高知図書館と声と点字の図書館等との資料の相互貸借が、必要に応じて円滑にできるような物流のシステムについては、課題として研究し実現の可能性を探る。	学校環境整備課
	(4) 司書教諭の配置と人的充実	① 司書教諭の専任配置を国・高知県に要望する。 ② 学校図書館支援員が経験を重ねながら安定して職務に従事できるよう、配置の継続を検討する。 ③ 学校図書館支援員の資質向上のために研修を実施するとともに、情報の共有化を図る。 ④ 学校図書館の機能の充実を図るため、学校図書館の活用状況等について調査を実施し、調査結果を各学校に還元する。	学校教育課
	(5) 特別な配慮を必要とする子どもたちの読書活動の推進	① 子ども一人ひとりの特性等に応じた読書環境を整備・充実するとともに、子どもの状態に応じた読み聞かせ等を実施し、読書機会を確保する。 ② オーテピア高知図書館、声と点字の図書館と連携し、障害等に配慮された図書（大型絵本、触る絵本、点字図書、録音図書、マルチメディアデジタイズ図書*等）や、1人1台タブレット端末を活用した読書活動を推進する。	教育研究所
4 図書館における読書活動の推進	(1) 図書館機能の充実	① 読み継がれてきたものを大切にしながら、新鮮な資料をバランス良く収集し、子どもたちの多様な読書需要に対応できる蔵書を構成する。 ② 子どもが読書習慣を身に付けられるよう、乳幼児期や学童期以降の各発達段階で、効果的な取組を継続して推進する。 ③ 特別な配慮を必要とする子どもたちへ豊かな読書機会を確保するため、外国語資料やバリアフリー資料、電子書籍等の充実を図る。 ④ 保育や教育の現場で必要とされる資料の把握に努め、団体貸出の活用を推進する等、保育者や教職員が利用しやすい環境を整備し、連携を図る。 ⑤ 中高生（ティーンズ）向けに、資格取得や就学・就職支援につながる資料等を揃え、幅広い選択肢の中での自己実現を支援する。 ⑥ 図書館見学や職場体験等を通じて、図書の分類や利用方法、情報の調べ方について学ぶ機会を提供し、情報リテラシー*の向上に努める。 ⑦ 大学生等のボランティアが活動しやすい環境を整備する。 ⑧ 作文能力を伸ばすことで得られる表現力や言語能力を養う機会を創出するため「こども小砂丘賞作品集」の発行を継続し、子どもの自主的な読書活動を奨励する。	図書館・科学館課
	(2) 集会・展示活動の充実	① オーテピア高知図書館や市民図書館分館分室において、おはなし会等の集会・展示活動の充実を図る。 ② 「子ども読書の日」や「こども読書週間」に合わせて、子どもがより本に親しむための行事や展示活動を行う。 ③ ビブリオバトル*の実施や学校と連携しての図書展示等、子どもが同世代同士で本を薦め合う機会となる取組を行う。 ④ 行政の子育て支援関係の各課と連携し、初めて本と出会う乳幼児期の子どもとその保護者等に対して、親子で読書を楽しむきっかけとなる事業を行う。	図書館・科学館課

■第四次高知市こども読書活動推進計画 取組一覧

推進の方向	具体的方策	具体的な取組	推進する課
4 図書館における読書活動の推進	(3) 職員の資質向上及び人材の配置と育成	① 児童サービス及びティーンズ・サービスには、専門的な知識を有する職員を配置する。 ② 図書館員として必要な資質・能力等の向上を図るため、専門的な研修や、公共図書館の研究集会等へ積極的に参加する。 ③ 職員によるおはなし会等、実践的な取組の中で、年齢や発達段階に応じた本を選ぶ能力や技術を培う。 ④ 分館分室を含んだ高知市全域の図書館職員の資質向上を図るため、児童・青少年図書の選書や除籍、読み聞かせ等の研修を行う。	図書館・科学館課
	(4) 障害のある子どもたちの読書活動の推進	① 大活字本*やししブック*、布の絵本、録音図書、点字図書、マルチメディアデージー図書*等バリアフリー図書*の充実を図る。 ② 手話や字幕入りの映像資料の充実を図る。 ③ 録音・マルチメディアデージー図書*を読むために必要な読書機器（録音図書再生機、タブレット等）の活用を支援する。 ④ 在宅身体障害児等への図書宅配貸出を行う。 ⑤ 声と点字の図書館のバリアフリー図書*の郵送貸出を行う。 ⑥ 教育・医療・福祉機関を訪問し、バリアフリー図書*やサービスの説明・周知を行う。 ⑦ 読書・情報支援の相談や機器操作支援のための訪問を行う。 ⑧ 特別支援学校、障害児施設等へのバリアフリー図書*団体貸出（さくらバリアフリー文庫*）等のアウトリーチサービス*の充実及び周知に努め、障害のある子どもたちの読書機会の向上を図る。 ⑨ 手話のおはなし会を実施する。 ⑩ オーテピア高知図書館及び声と点字の図書館に読書バリアフリー機器*を展示し、実際の利用に供するとともに、一般の利用者への読書バリアフリーに関する情報提供や啓発を図る。	声と点字の図書館 図書館・科学館課
	(5) 図書館をはじめとする関係機関との連携・協力体制の強化	① 図書館から、保育・教育の現場に対して積極的なアウトリーチ活動を行い、サービスの充実を図る。 ② 学習指導要領や教科書の改訂を考慮した資料を整備し、団体貸出等で学校支援を行う。 ③ 図書館や各機関の行う研修会等へ相互に参加することで、お互いの活動内容について理解と連携を深める。 ④ 子どもを取り巻くデジタル環境の変化に応じて、ICTを活用した新しい連携の手段や協力体制の見直しを行う。 ⑤ 不登校や不登校傾向にある児童・生徒とその保護者に対して、教育研究所や学校を通して資料提供等の支援を行う。 ⑥ 子ども読書活動推進に関わる行政の関係各課と、情報交換を行う場を定例的に設ける。	図書館・科学館課
	(6) 広報活動の充実	① オーテピア高知図書館のウェブ・サイトを活用し、イベント情報の発信を行うほか、ブックリスト*やパスファインダー*等情報を探す手段についても掲載する。 ② 子ども、保護者、学校、保育施設等、それぞれが必要とする情報を届けられるように、対象に応じた効果的な発信を行う。 ③ 子どもの読書活動推進に関わる人の集まる研修会や連絡会の情報を収集し、図書館PRを積極的に行う。 ④ 広報手段に関する新しい技術や、ツールの情報を収集し、魅力的な情報発信を行う。	

用語解説【五十音順】

アウトリーチサービス

これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に対して、サービスを広げていく活動。

移動図書館

市民図書館本館・分館分室から離れた地域の住民へ図書を提供するため、約2,500冊の図書を搭載した図書館バスや配本車で巡回するサービス。図書館バスのステーションは69か所、学校9校、配本車による巡回は、保育所等81か所、配本所9か所。（令和5年度）

異文化理解

自分とは異なる文化や習慣、価値観を持つ人々や社会を理解し、尊重すること。

オーテピア高知図書館サービス計画

平成30年7月に開館したオーテピア高知図書館のサービス概要を開館前から幅広く周知するとともに、図書館サービスのさらなる充実と向上を図ることを目的として策定。令和3年10月に、計画期間を令和4年度から8年度とする第2期オーテピア高知図書館サービス計画を策定した。

オーテピア高知図書館・市民図書館分館分室

オーテピア高知図書館は、高知県立図書館と高知市民図書館本館が共同運営する図書館。市民図書館は、本館のほかに6つの分館と15の分室があり、配送システムにより市内の隅々まで図書資料を届けている。

親子絵本ふれあい事業よちよちランド・よちよちランドぶらす

絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動であるブックスタート事業として実施。

「よちよちランド」は、3か月から1歳までの子どもとその保護者を対象に、市内16か所の地域子育て支援センターで、絵本の読み聞かせや絵本の紹介、家庭での読み聞かせの仕方を伝え、家庭で読み聞かせができるよう絵本を1冊手渡すもの。

「よちよちランドぶらす」は、1歳6か月児健診で、絵本の読み聞かせや子どもの発達や絵本等による子どもとの関わり大切さについての講話を行うとともに、よちよちランドで絵本を受け取っていない子どもに対して絵本を1冊手渡すもの。

学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省が定めたもの。

さくらバリアフリー文庫

オーテピア高知図書館とオーテピア高知声と点字の図書館が所蔵する録音図書再生機とバリアフリー図書（一般の活字図書等の読書に障害のある人が読めるよう障害特性等に配慮して作られた図書）等をセットにしたもの。

児童図書選定支援コーナー

市町村立図書館や学校等が本の選定の際に、実際に見て参考にできるよう、出版される児童書を全て購入し、期間展示するもの。

情報リテラシー

多様な情報の中から選択し、それを評価し、活用する能力。また、情報を適切に表現し、発信する能力。

ストーリーテリング

語り手が昔話や創作物語をすべて覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

セーフティネットとしての読書環境

進学や資格の取得等、生存権にかかわる知識が得られる資料を誰もが利用でき、その資料を使って学習できる空間が保障されている状態等を指す。

多文化共生

国籍や民族、文化的背景の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合いながら、同じ社会での生活を営んでいくこと。

大活字本

弱視の方や、小さな文字が読みづらくなった高齢の方にも読みやすいように、大きな文字で見やすく印刷された本。

出前図書館

セミナーや研修会等の会場に、テーマに関係する図書等を並べて自由に見てもらい、参加者に図書館のサービスをPRすることを目的とする取組。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づく、図書館の健全な発達を図るために定められた基準。平成13年に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」として施行されたが、平成24年に全部改正され、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」として平成24年12月19日から施行された。

読書バリアフリー機器

印刷物の文字をモニター画面に大きく映し出す拡大読書器、録音図書再生機、小さな力で腕を動かせるように補助するアームサポート等、読書を支援する機器。

パスファインダー

あるテーマに関する資料や情報を探すための手段を簡単にまとめたもの。

バリアフリー図書

一般の活字図書等の読書に障害のある人が読めるよう障害特性等に配慮して作られた図書。

ビブリオバトル

本の書評合戦。発表者が読んで面白いと思った本を5分程度で紹介し、2～3分程度の意見交換を行う。全員の発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

ブックスタート

赤ちゃんと保護者を対象に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動。

ブックリスト

あるテーマに関する資料の情報をリストにまとめたもの。

マルチメディアデイジー図書

音声サポート付きの電子書籍。パソコン、タブレット等を使って、音声を聞きながら、本の画像や文字をみることができる図書。読んでいるところがハイライトされ、文字を読むことが難しい人にも分かりやすい。文字や画像を拡大することもできる。

GIGAスクール構想

2019年に開始された、全国の児童・生徒1人に1台の端末と、高速ネットワークを整備する文部科学省の取組。

ICT環境

学校教育において、コンピューターやタブレット端末、インターネット等の情報通信技術を取り入れて活用する環境のこと。

LLブック

知的障害や発達障害、失語症、聴覚障害等、読むことが難しい方向けに作られた、写真や絵、絵文字、短い言葉等で構成された本。「LL」はスウェーデン語のLättläst（やさしく読みやすい本）の略。

SDGs（エスディージーズ）

持続可能な開発目標（SDGs（エスディージーズ））は、2015年の国連総会で採択され、国連に加盟している193の国・地域が2030年までの達成を目指す国際社会の共通目標。環境、社会、経済に関する17の目標、169のターゲットで構成。

SNS（ソーシャルネットワークサービス）

インターネット上のコミュニティ型のサービス。利用者は会員登録をすることにより、会員間でコミュニケーションを取ったり、情報交換を行ったりすることができる。

資 料 編

- 1 高知市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱
- 2 高知市子ども読書活動推進計画検討委員会 委員名簿
- 3 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 4 学校図書館法
- 5 文字・活字文化振興法
- 6 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

高知市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、高知市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「読書活動推進計画」という。）を策定するに当たり、広く意見を求めるため、高知市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 読書活動推進計画の策定に関する事項
- (2) その他読書活動推進計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから高知市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から読書活動推進計画の策定についての検討が終了する日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

（資料提供その他の協力等）

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会図書館・科学館課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月14日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、読書活動推進計画の策定についての検討が終了した日限り、その効力を失う。

(会議の招集に関する特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、教育委員会が招集するものとする。

高知市子ども読書活動推進計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	所属団体等
会 長	加藤 勉	高知県子ども読書活動推進協議会 委員長 高知市民図書館協議会 委員長 高知大学 名誉教授
副会長	清水 隆人	高知市立高知特別支援学校 校長
委 員	大木 由香	認定特定非営利活動法人 高知こどもの図書館 館長
委 員	川田真由美	高知市社会教育委員
委 員	斉木 邦政	高知市小中学校PTA連合会 会長
委 員	神野 万里	高知市民生委員児童委員 高知市民図書館協議会委員
委 員	竹崎 有紀子	高知県学校図書館協議会 会長 高知市立潮江東小学校 校長 高知市民図書館協議会委員
委 員	谷岡 祥子	高知県立図書館チーフ（図書利用担当）

任期：令和6年7月1日から計画策定終了日まで

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）抄

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第 3 条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第 4 条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- (1) 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- (4) 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- (5) 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第 5 条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- (2) 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第 3 条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他のさまざまな場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第 6 条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第 7 条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）第 2 条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第 3 条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- (2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- (3) 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、第 3 条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本計画等

(基本計画)

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

(2) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提

供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第 10 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 点字図書館等から著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 37 条第 2 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- (2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第 11 条 国及び地方公共団体は、著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第 18 条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第 12 条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第 13 条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第 14 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第 15 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第 16 条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第 17 条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 協議の場等

第 18 条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第 10 条第 1 号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第四次高知市子ども読書活動推進計画

令和7年3月発行

高知市・高知市教育委員会

編集 高知市教育委員会 図書館・科学館課
〒780-0842

高知市追手筋二丁目1番1号

電話 088-823-4946

Fax 088-823-9352

